

第10回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」意見

2016年11月2日

(一社)全国消費者団体連絡会 岩岡宏保

標記検討会を所用のため欠席するにあたり、書面で意見を申し上げます。

全国消団連は、「加工食品の原料原産地表示制度に関する意見」を2016年9月6日付けと10月11日付けで2回出しています。2回目の意見書は以下の内容となっています。

加工食品の原料原産地表示制度についての意見

(一社)全国消費者団体連絡会

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、全加工食品を対象に原材料の原産国表示の義務化が検討されています。

全加工食品に原材料の国別表示を義務付ける方向で議論が進められていることは、加工食品の原材料の原産地を知りたいという消費者の願いに応えるものであり、大いに評価するものです。この原則をいかに徹底できるかが、消費者の選択に資する食品表示実現の鍵と言えます。しかし、残念ながら、現在の検討会に提案されている案については大いに問題があります。

私たちは、加工食品の原料原産地表示制度が、消費者の知る権利を保障する、また、日本の農業を応援し「国産品を選びたい」という消費者の願いと日常の行動を支える表示を実現する、という立場から、現在この検討を進めている消費者庁及び農林水産省に対して下記の点を要望します。

1. 加工食品の原材料について原産地表示を義務付けること。
2. 制度化に当たっては、表示の正確性を担保し、消費者にとって誤認のない表示とすること。

その上で、具体的な表示制度として下記の3点を提案します。

1. 加工食品の原材料について、重量順位第一の原材料については、原産地を国別表示すること。
このうち、原産地が二か国以上になるものについては、順位が固定的なものについて表示できるものとする。
上記の2つの条件で原産国の表示が行えない場合は、原産国の表示は行えないものとする。
2. 原産地の表示について、消費者の誤認を招く表示や曖昧な表示は認められません。この点から、検討会に事務局より例外表示案として出された「可能性表示」「大括り表示」「大括り表示+可能性表示」「中間加工原材料の製造地表示」には反対です。これらの表示は、表示の信頼性を損ない、「原産地を知りたい」「国産品を選びたい」という消費者の願いに反するものです。
3. 国産品の利用振興を図るため、加工食品の産地認証や地理的表示(GIマーク)等の制度の拡充を行うこと。

加工食品の原材料の原産地表示制度が、真に消費者の願いに応える制度となることを切に要望します。

以上

◆「中間とりまとめ（案）」で提案されている「重量割合上位 1 位の原料の原産地を義務表示の対象とする」こと（12 ページ）には賛成です。

これにより、第 9 回検討会で示された 33 工場 97 品目のデータをベースに試算すると、第 5 回検討会で示されたスーパーの売り場で既に義務表示されている 11%から、国別表示がされる割合は全体の 3 割を超えることになるためです。

◆「中間とりまとめ（案）」の 14 ページ以降で提案されている例外としての「可能性表示」「大括り表示」「大括り表示＋可能性表示」「中間加工原材料の製造地表示」には反対です。

・「可能性表示」は入ってなくても国別表示される可能性もあるので「食品の中身を正しい情報として伝えるものになっていない」「消費者の誤認を招く」というデメリットがあるからです。

・「大括り表示」は「本当に知りたい情報でない」「実質的に消費者は選ぶことができない」からです。

・「大括り表示＋可能性表示」＝輸入または国産は、輸入と国産を重量割合の高い順に「又は」でつないで表示するとの説明ですが、「消費者にとってわかりやすい表示」とはなっていない、「地球」と読み取れる表示であると考えます。

・「中間加工原材料の製造地表示」＝〇〇製造は、消費者は「どこで取れたものなのか」を知りたく、国別表示を望んでいるのに、表示の 4 割以上（33 工場 97 品目のデータをベースに試算）が原料原産地でない「〇〇製造」となってしまうためです。さらにここで認められようとしている「国内製造」は国産と誤認する可能性が極めて高いと思われ、本来の検討の趣旨である「日本の農業を応援し、国産品を選ぼう」という視点からも逆効果であると考えます。

◆「原則」国別表示と言いながらも「例外」が約 7 割となることに納得いきません。

重量割合上位 1 位の原料の原産地を義務表示の対象とし、提案の例外を採用しないこととすると、同じ商品で「書いてある」「書いてない」が併存することは、「中間とりまとめ（案）」の 8 ページ 24 行目に記述されている「すべての加工食品に共通する表示制度」とはならないが、全国消団連としては、国別表示されている割合が現状の約 1 割から約 3 割に拡大することになり、同じ商品で「書いてある」「書いてない」が併存することは消費者として受け入れられると考えます。

◆以上、これまで事務局案については反対意見を述べてきました。これまでの事務局案については、検討会の委員のうち、消費者委員 2 名、事業者委員 4 名が明確に反対意見を表明しています。しかし、中間とりまとめ案には両論併記はおろか、こうした反対意見について全く触れられていません。中間とりまとめ案には、同意することはできません。

◆その上で、以下の点について報告書案の修文を求めます。

【報告書案の修文】

○2 ページ 16 行目

「できるだけ情報を提供し」→「正確な情報を提供し」

○3 ページ 18 行目に挿入

→「しかしながら、今回の中間とりまとめで提案された例外表示については、食品の生産・流通の現場で混乱を生じさせること、利用する消費者も混乱することについて懸念する意見が委員から出され、反対する意見も強く出されたことを両論併記として記す。」

○11 ページ 15 行目から 17 行目 削除

○~~14~~ ページ ~~1~~ 行目 ~~13~~ ページ ~~14~~ 行目 「(3) 義務表示の例外」の項目を削除

○~~24~~ ページ ~~28~~ 行目 ~~23~~ ページの ~~19~~ 行目以降については容認できず、削除を要請、以下の文章の挿入を求める。

「原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」ことで、検討してきた。検討した結果として、例外を全て採用しなくても重量割合上位 1 位の原料の原産地を義務表示の対象とすることで大きな前進が図られる。実行可能な方策について、引き続き検討していくことを望む。」

以上